

大阪市重度障がい者等タクシーチケット給付システム  
構築及び運用・保守業務委託

# 入札説明書

令和 7 年 9 月

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課  
大阪市こども青少年局子育て支援部管理課

## 目 次

|   |                                  |   |
|---|----------------------------------|---|
| 1 | 総合評価一般競争入札に付する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 入札参加者の資格に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・   | 1 |
| 3 | 開札までの手続等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・   | 2 |
| 4 | 提案書等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・       | 5 |
| 5 | 落札者の決定方法等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・  | 6 |
| 6 | 契約に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・         | 7 |
| 7 | 調達手続きの停止について・・・・・・・・・・・・・・・・     | 7 |
| 8 | ヒアリングについて・・・・・・・・・・・・・・・・        | 7 |
| 9 | その他・・・・・・・・・・・・・・・・              | 7 |

## 1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 公告日：令和 7 年 9 月 18 日(木)
- (2) 委託業務名：大阪市重度障がい者等タクシーチケット給付システム構築及び運用・保守業務委託（以下「本件」という。）
- (3) 契約期間：令和 8 年 1 月 5 日（月）から令和 14 年 3 月 31 日（水）まで
- (4) 履行場所：本市指定場所
- (5) 照会先（入札執行担当課）  
大阪市福祉局総務部経理・企画課（経理・調達グループ）  
〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号  
電話：06-6208-9916  
電子メールアドレス：[fa0018@city.osaka.lg.jp](mailto:fa0018@city.osaka.lg.jp)

## 2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和 7・8・9 度本市入札参加資格者名簿に承認種目「10 情報処理-01 情報処理-01 システム企画・開発」及び「10 情報処理-01 情報処理-02 システム運用・保守」に登録していること。  
※なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない入札希望者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を 1-(5)までご提出頂ければ、大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループにて当該審査を行う。ただし、令和 7 年 10 月 20 日(月)午後 5 時までには、1-(5)まで資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。資格審査申請について質問がある場合は、大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ（電話 06-6484-7356）まで問い合わせること。
- (3) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 下記①～②のいずれかに該当すること
  - ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること
  - ② ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 の認証を受けていること
- (6) 下記①～③のいずれかに該当すること
  - ① 本業務と類似性を有する事業（チケット給付事業及びタクシー運転手がスマートフォンアプリを使用する事業を想定）の案件における実績を有すること
  - ② 国、都道府県、政令指定都市もしくは中核市に係るシステム構築及び運用の案件における実績を有すること
  - ③ コンシューマー（エンドユーザ）向けのシステム構築及び運用の案件における実績を有

すること

- (7) 本システムにかかる調達仕様書作成支援を行った事業者ではないこと

### 3 開札までの手続等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付期間及び交付場所等

- ア 交付期間：公告の日から令和7年10月20日(月)までの午前9時から午後5時までの間  
(本市の休日及び午後0時15分から午後1時までの間を除く)
- イ 交付：原則ホームページよりダウンロードして使用するものとする。ダウンロードが難しい場合には、電子メールもしくは窓口交付により対応するため、公告の時から令和7年10月17日(金)午後5時までの間に1-(5)まで連絡すること。
- ウ 交付書類：下記の書類データを電子媒体もしくは書面にて交付する。
- エ 費用：交付する資料の費用は無償とする。

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 資料1 | 入札説明書<br>別紙1 (様式1-1~1-8)           |
| 資料2 | 業務仕様書                              |
| 資料3 | 提案書等作成要領                           |
| 資料4 | 落札者決定基準                            |
| 資料5 | 提案書記載依頼事項兼提案書評価基準<br>(本市指定様式1~5含む) |
| 資料6 | 業務委託契約書案                           |

(2) 入札参加資格の審査

- ア 入札参加希望者は以下の書類を提出し、資格の審査を受けなければならない。
- ・「総合評価一般競争入札参加申請書」(様式1-1)
  - ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていることを証する書類、又はISO/IEC27001又はJIS Q 27001の認証を受けていることを証する書類
  - ・「類似業務の実績」(資料5様式1)
- イ 入札参加申出受付期間及び受付場所
- 受付期間：3-(1)-アに同じ
- 受付場所：1-(5)に同じ
- 郵送での受付も可とする。ただし、郵送の場合は、3-(1)-アの期間内に1-(5)まで到着しているものに限り有効とする。
- ウ 総合評価一般競争入札参加資格の審査結果は、令和7年10月28日(火)午前9時から午後5時までの間(午後0時15分から午後1時までの間を除く)に交付する。
- 原則、上記時間内に1-(5)での窓口交付とする。
- 電子メールでの審査結果交付及び入札参加のための資料交付を希望する場合は、提出書類(様式1-1)の「☐審査結果及び入札参加のための資料は、上記アドレスへメールによる送付を希望します。」の「☐」に「☒」を入れること。
- エ 入札参加資格を認められなかった申出者に対する理由の説明

- (ア) 入札参加資格を認められなかった申出者は、本市に対してその理由についての説明を求めることができる。
- (イ) (ア)の説明を求める場合には、令和7年10月31日(金)午後5時までに「入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書」(様式1-2)を持参、郵送もしくは電子メールで提出しなければならない。(郵送の場合は期限までに(ウ)まで到着しているものに限り有効とする。)
- (ウ) 提出先については1-(5)に同じ。
- (エ) 説明を求められたときは、令和7年11月7日(金)までに電子メールによる回答送付を行う。

### (3) 入札書の交付

入札参加資格を認めた申出者には、(2)ウの交付に際し、事業請負申込書(以下「入札書」という)等を交付する。

### (4) 質問事項の受付・締切・回答について

ア 「入札説明書(別紙1様式集を含む)」「(資料1)」「業務仕様書」(資料2)、「提案書等作成要領」(資料3)、「落札者決定基準」(資料4)、「提案書記載依頼事項兼提案書評価基準(本市指定様式1～5含む)」「(資料5)」、及び「業務委託契約書案」(資料6)(以下「業務仕様書等」という。)の内容等についての質問は、「入札説明書等に関する質問書」(様式1-8)により、1-(5)に電子メールにて提出すること。件名は「大阪市重度障がい者等タクシーチケット給付システム構築及び運用・保守業務委託」とすること。

イ 質問の受付は、令和7年9月25日(木)午前9時から令和7年10月2日(木)の午後5時までの間とする。締切り以降の質問については、受け付けない。

ウ 質問の回答については、令和7年10月9日(木)10:00～大阪市HPに掲載する。

(トップページ>産業・ビジネス>産業・ビジネス>業務委託入札等情報(測量・建設コンサルタント等含む>業務委託入札案件>福祉局 業務委託入札案件)

質問に対する回答の他、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札書提出期間までに内容を確認すること。

### (5) 入札について

下記の要領により行う。

ア 日時：令和7年11月20日(木) 午前10時00分

イ 場所：大阪市役所本庁舎2階 福祉局総務部 入札室

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

### (6) 入札に参加することができる者

3-(2)の審査により入札参加申請資格があると本市が認めた者。ただし次の者を除く。

ア 入札参加申請期限から入札執行日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者

イ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者

(7) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の提出に当たっては、日付、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、代表者印若しくは受任者印（使用印鑑届出書で届け出た印）を必ず押印すること。

イ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。代理人が入札をする場合は、入札時に別途「委任状（代理人）」（様式 1-3）を作成し、提出するものとする。

ウ 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

郵送による提出も可とするが、郵送の場合は、令和 7 年 11 月 19 日(水) 午後 5 時までに 1-(5)まで到着しているものに限り有効とする。

(9) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに 3-(5)-イにおいて行う。

(10) 開札に関する事項

開札においては、入札参加者が立ち会うことも可能とする。

(11) 入札の無効

以下のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

イ 本市が交付した入札書を用いないでした入札

ウ 総合評価一般競争入札参加申請書又は提出資料に虚偽の記載をした入札

エ 開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

オ 入札予定価格を超える価格でした入札。

(12) 入札の中止等

ア 入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

イ 入札前において、天災・地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、上記ア、イの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

(13) 入札の辞退

入札参加者は、いつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、できるだけ早い段階で連絡すること。この場合、「入札辞退届」(様式 1-4)を提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(14) その他

ア 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。

イ 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ その他、本入札執行については、「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)」、「地方自治法施行令」及び「大阪市契約規則」の定めるところによる。

エ 「業務仕様書」(資料 2)の著作権は本市に帰属する。本件以外での使用に当たっては、本市からの文書による許可を必要とする。

#### 4 提案書等に関する事項

本総合評価一般競争入札は、本件に関し、業務仕様書等に基づき入札参加者より提案を求めるものである。

(1) 提案書等提出日時及び提出場所

ア 提出日時：令和 7 年 11 月 20 日(木) 午前 10 時 00 分

イ 場所：大阪市役所本庁舎 2 階 福祉局総務部 入札室

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

郵送による提出も可とするが、郵送の場合は、令和 7 年 11 月 19 日(水) 午後 5 時までに 1-(5)まで到着しているものに限り有効とする。

(2) 提案書等の記載内容

提案書等の記載内容・要領については、「提案書等作成要領」(資料 3)に基づくこと。

(3) 提出書類

提案書等については、表紙、提案書本編、本市指定様式、付属資料表紙(様式 1-7)、付属資料により構成される。以下のものを必要部数作成し、あわせて電子媒体(DVD-R または CD-R)(副本 1 部)も提出すること。提案資料一式については、封筒などに封緘のうえ、封筒の封皮に法人名称または商号を記入し、『『大阪市重度障がい者等タクシーチケット給付システム構築及び運用・保守業務委託』に係る提案書一式在中』と朱書きすること。(提出物記載例参照のこと)

・正本(押印のあるもの 1 部(袋綴じ)(様式 1-5 を表紙に添付すること))

・副本(押印のないもの 10 部(袋綴じ)(様式 1-6 を 10 部全ての表紙に添付すること))

※評価会議委員が団体名等から受ける先入観を防止し、公平な意見聴取とするため、副本のすべての提出資料から団体名・代表者名を黒塗りしたうえで提出すること

(4) 提案書等の拘束力

契約書に添付する仕様書は、本件の調達仕様書を基に作成する。ただし、採用された提案書等に記載されている内容に基づき、本市の判断により契約締結段階において契約書の仕様書に、追加、変更又は削除を行うので遵守すること。

(5) 提案書等の取扱い

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

また、提案書等については、審査・業者選定以外（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）に入札参加者に無断で使用しないが、返却については行わない。

なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

## 5 落札者の決定方法等に関する事項

(1) 総合評価一般競争入札評価会議の設置

本市において本件に係る委託事業者を決定するにあたり、公正に落札者を決定するため、「大阪市重度障がい者等タクシーチケット給付システム構築及び運用・保守業務委託総合評価一般競争入札評価会議」を設置する。

(2) 落札者の決定方法等

落札者の決定に当たっては、「落札者決定基準」（資料 4）に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、総得点の最も高い提案者を落札者とする。

ア 提案内容の評価

「落札者決定基準」（資料 4）に基づき提案内容の評価し、「技術評価点」を与える。

イ 入札価格の評価

入札価格等については、「落札者決定基準」（資料 4）に基づき、入札価格に対する点数（以下、「価格評価点」という）を与える。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

ア及びイで評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（以下「総合評価点」という）が最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるとき（同点のとき）の対応については、「落札者決定基準」（資料 4）のとおり決定する。

エ 入札参加停止への対応

入札の日から落札者決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合には、落札者とししない。

オ 落札者がいない場合の対応

落札者がいない場合は、総合評価による総合評価点が最も高かった入札参加者と個別の交渉を行う。その入札参加者と合意に至らない場合は、次点の入札参加者と個別の交渉を

行う。

カ 落札者が契約しない場合の対応

落札者が契約を締結しないときは、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。

### (3) 落札者の公表等

落札者については、大阪市公報により公示するものとする。また、落札の結果等については、令和7年12月下旬に各入札参加者に書面により通知する。

## 6 契約に関する事項

本件に関する契約書の案については、「業務委託契約書案」(資料 6)のとおりである。落札者と契約を結ぶ場合の契約条件については、「業務仕様書」(資料 2)のとおりとし、詳細については契約時に定める。

## 7 調達手続きの停止について

大阪市入札等監視委員会から調達手続きの停止等の要請があった場合は、調達手続きを停止等することがある。

## 8 ヒアリングについて

次のとおりヒアリングを予定しているので、提案書等の内容について説明し、本市からの質問に応答を行うこと。

なお、業務責任者として従事させる予定の者が参加すること。

ヒアリングの実施は、入札日(令和7年11月20日(木))以降、(4)から順次、書面等により日時・場所等を連絡するので、必ず連絡が取れるようにしておくこと。

### (1) 実施日時(予定)

令和7年12月5日(金)において本市が指定する時間。ただし、指定した時間でのヒアリングが困難な場合は、本市と十分に調整を行い対応すること。

### (2) 実施方法(予定)

プレゼンテーション15分、ヒアリング20分で対面実施。詳細は実施日時とあわせて通知する。

### (3) 実施場所

詳細は実施日時とあわせて通知する。

### (4) 連絡元

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課(企画グループ)

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話：06-6208-8072

電子メールアドレス：[fa0025@city.osaka.lg.jp](mailto:fa0025@city.osaka.lg.jp)

## 9 その他

(1) 契約書の作成の要否 要

(2) 契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第 37 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 違約金の徴収

落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しないときは、大阪市契約規則第 21 条第 2 項により落札金額を 1 年あたりの額に換算した額の 100 分の 3 に相当する額の違約金を徴収する。

(5) 本入札に当たっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書および業務仕様書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(6) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は同要綱に定める誓約書を提出しないときは、契約の締結を行わないものとする。

(7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(8) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。

(9) 本契約の契約期間については、国の制度通知により変更する場合がある。

## 提出物記載例

### 《提案書封入物》

（表面）

提案書一式を入れたものの表面に  
以下のように記載してください。

|                                       |                  |
|---------------------------------------|------------------|
| 〒530-8201                             | 大阪市北区中之島二丁目三番二〇号 |
| 大阪市福祉局総務部経理・企画課（調達）                   |                  |
| 大阪市重度障がい者等タクシーチケット給付システム構築及び運用・保守業務委託 |                  |
| 提案書一式在中                               |                  |
| 〇〇〇〇株式会社                              |                  |
| 印                                     |                  |

（裏面）

綴じしろに割印をしてください。

|   |
|---|
| 印 |
|---|